

保 管 依 頼 書

年 月 日

長 岡 市 長 様

住 所

氏 名

電話番号

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまでの間、長岡市に保管を依頼します。保管中に下記買受公売財産が破損・紛失・盗難等の被害を受けても、長岡市が一切責任を負わないことに同意します。

売却区分番号	第 号
買受公売財産（品名）	

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合は、その費用は買受人の負担となります。